

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年11月11日

**【四半期会計期間】** 第71期第3四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

**【会社名】** 東光株式会社

**【英訳名】** TOKO, INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 川津原 茂

**【本店の所在の場所】** 埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地

**【電話番号】** 049 ( 285 ) 2511

**【事務連絡者氏名】** 取締役 水野 雅文

**【最寄りの連絡場所】** 埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地

**【電話番号】** 049 ( 285 ) 2511

**【事務連絡者氏名】** 取締役 水野 雅文

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第71期 第3四半期 連結累計期間	第71期 第3四半期 連結会計期間	第70期
会計期間	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成23年 7月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (百万円)	20,489	6,677	27,477
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	598	62	30
四半期(当期)純損失 ( ) (百万円)	2,267	1,555	1,719
純資産額 (百万円)		12,726	16,071
総資産額 (百万円)		31,826	39,298
1株当たり純資産額 (円)		126.00	160.69
1株当たり四半期 (当期)純損失金額( ) (円)	23.57	16.17	17.88
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)		38.1	39.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	348		157
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,632		2,532
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	361		1,873
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		5,869	7,727
従業員数 (名)		11,117	11,354

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 当社は、平成22年12月期に決算期を毎年3月末日から12月末日に変更しており、第70期は平成22年4月1日から平成22年12月31日の9か月間となっております。そのため、前第3四半期報告書を作成していないため、前年同四半期連結会計期間及び前年同四半期連結累計期間は記載しておりません。

3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	11,117
---------	--------

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、嘱託・パートを除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	551
---------	-----

(注) 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であり、嘱託・パートを除いております。

## 第2 【事業の状況】

当社は、平成22年12月期に決算期を毎年3月末日から12月末日に変更しており、第70期は平成22年4月1日から12月31日の9か月間となっております。そのため、前第3四半期報告書を作成しておりませんので、前年同四半期との比較を記載しておりません。

なお、半導体商品部門につきましては、平成23年3月31日をもって当社での販売は終了し、平成23年4月1日より旭化成エレクトロニクス株式会社での販売となっております。

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
コイル応用商品部門	5,062	
モジュール商品部門	350	
固体商品部門	809	
合計	6,222	

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
コイル応用商品部門	5,538		2,606	
モジュール商品部門	302		384	
固体商品部門	834		423	
合計	6,675		3,414	

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
コイル応用商品部門	5,471	
モジュール商品部門	376	
固体商品部門	829	
合計	6,677	

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な追加があった事項は以下の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 財務制限条項等

当社は、「注記事項（四半期連結貸借対照表関係）」 2に記載のとおり、財務制限条項が付されている金銭消費貸借契約を締結しております。

当社は、複数の金融機関と相対方式、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しております。これらには当該契約締結日以降の各年度の決算期末及び四半期末において、連結の貸借対照表における純資産の部の金額、連結の損益計算書における営業損益の金額について、それぞれ一定の数値以上の維持等の財務制限条項が取り決められております。

当連結会計年度において経済状況・消費動向の変化による需要の変化、為替変動、電子業界における価格競争の激化、地震及び津波・台風・洪水等の自然災害、紛争・内乱・疫病等による社会的混乱などといった事項の不確実性により、これらの条項に抵触した場合には、借入金の期限前返済義務を負うことがあり、当社グループの財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間の事業環境は、欧州財政危機の深刻化が進み、金融市場は混迷を深め、ユーロ安が進み、ドルは安値で推移する状況が続きました。

米国では雇用環境の改善が弱含みで、個人消費も停滞、景気回復のペースは鈍化しました。

欧州地域は、財政問題の深刻化と物価上昇が消費マインドを押し下げたことから個人消費は鈍化し、景気回復のペースは更に低下しています。

アジア地域は、高い成長を維持しているものの、インフレ率は非常に高い水準が続き、耐久消費財などの消費では、実質での伸びが鈍化するなど成長のペースに減速感が見られます。

当グループの属する電子機器市場においては、在庫はほぼ正常化したものの、最終需要が弱く、季節的な増加も控えめな状況でした。

PC市場は、やや持ち直しているものの、欧州市場はマイナス成長が続くなど、先進国市場は軟調が続いています。

スマートフォン市場は、急激な拡大後の幾分か成長鈍化はあるものの、好調に推移しました。

自動車市場は、先進国地域では軟調で、新興国地域でも政府の補助金制度の終了、ガソリンの高騰などがマイナス要因となり、鈍化が見られるようになりました。

このような状況の中、当社はメタルアロイパワーインダクタ、ケーブルモデム用ダイプレクサ等の商品を戦略商品と位置付け、スマートフォン、ゲーム機、ノートパソコン、タブレット端末、ケーブルモデム等の市場に積極的に販売活動を行いました。半導体商品の事業譲渡による売上減少と為替影響を受けて、売上高は6,677百万円となりました。

セグメントの業績は次の通りです。

#### 1 コイル応用商品部門

コイル応用商品部門は、インダクタ、フィルタ、その他商品等で構成されており、主として音響映像機器市場、車載機器市場、無線通信機市場、情報通信機器市場等に使用されています。為替影響を受けたものの新商品である超小型メタルアロイパワーインダクタがスマートフォン向けに大幅に増加し、ノートパソコン向けにもメタルアロイパワーインダクタが増加し、売上高は5,471百万円、営業利益は178百万円となりました。

#### 2 モジュール商品部門

モジュール商品部門は、デジタルラジオ用モジュール、ワイヤレス電力伝送モジュール等で構成されており、主として車載機器市場及び無線通信機器市場に使用されており、デジタルラジオ用モジュールの販売が減少し、売上高は376百万円、営業損失は66百万円となりました。

#### 3 固体商品部門

固体商品部門は、積層チップインダクタ、誘電体フィルタ、圧電セラミックス等で構成されており、主として無線通信機器市場及び車載機器市場に使用されています。スマートフォン向けに積層チップパワーインダクタが増加したものの、ゲーム機の販売伸び悩みや主要顧客の複数購買化等により、売上高は829百万円、営業損失は13百万円となりました。

なお、半導体商品部門につきましては、平成23年3月31日をもって当社での販売は終了し、平成23年4月1日より旭化成エレクトロニクス株式会社での販売となっております。

収支面につきましては、世界経済の減速や東日本大震災の影響により電子部品需要の伸びは予想を下回る結果となりましたが、固定費の削減等による増益効果もあり、営業利益は97百万円、経常利益は62百万円となりました。しかし、当第3四半期連結会計期間において減損損失、固定資産処分損、事業整理損を計上したこと等により、四半期純損失は1,555百万円となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態としましては、引き続き資産の効率運用及び財務体質の健全化に努めましたが、純資産の部は、四半期純損失を計上したことや、評価・換算差額等の影響により、前期末比3,345百万円減少の12,726百万円となりました。

資産の部は、売上債権の減少、現預金の減少、減損損失の計上等による有形固定資産の減少等により、前期末比7,472百万円減少の31,826百万円となりました。

負債の部は、借入金の返済、仕入債務の減少等により、前期末比4,126百万円減少の19,100百万円となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

#### 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、主なキャッシュ・イン要因としまして、減価償却費333百万円、たな卸資産の減少224百万円及び減損損失1,335百万円となりました。一方、主なキャッシュ・アウト要因としまして、税金等調整前四半期純損失1,529百万円、仕入債務の減少381百万円となりました。以上の結果、281百万円のキャッシュ・インとなりました。

#### 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、主なキャッシュ・イン要因としまして、有形固定資産の売却による収入185百万円となりました。一方、主なキャッシュ・アウト要因としまして、有形固定資産取得による支出745百万円となりました。以上の結果、539百万円のキャッシュ・アウトとなりました。

#### 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債の圧縮を目的とした長期・短期借入金の返済、セール・アンド・割賦バック取引による収入額等により、1,411百万円のキャッシュ・アウトとなりました。

以上の要因と、海外事業所の為替換算差額、及び第1四半期連結会計期間における新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額により、当第3四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ1,857百万円減少し、5,869百万円となりました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次の通りであります。

##### 会社の支配に関する基本方針

###### ・基本方針の内容

当社は、株主の皆様への利益還元の根底は、当社とお客様との深い信頼関係に基づいたビジネスから生まれると考えています。この信頼関係はお客様が希望される製品・サービスを永年にわたりの確に提供することにより確立されるものであり、お客様と詳細な技術仕様を「すり合わせて」個々の製品をより満足度の高い製品に仕上げて供給することにより初めて達成されるものであります。このようなビジネスは当社とお客様双方の重要技術をやりとりしながら初めて実現可能となります。近年におけるIC技術の進歩と大規模化により、同じICを使った機器は基本性能・機能が似かよってきますので、当社のお客様である機器メーカーは他社と差別化を図るために各社各様の機能、デザインで特色ある機器の設計を目指しておりますが、当社が供給する受動部品を主体とする部品やモジュールなどの製品が、この特色を出すための大きな要素となっております。また、当社のコア技術はコイル・インダクタなどの電磁部品技術、電子セラミック技術とそれらをモジュール化する技術から成り立っており、事業領域を電源系と高周波系の分野に集中しコア技術の融合とシナジーを高める経営を実践して参ります。

当社は、このような部品メーカーとして、昭和30年の創業以来半世紀以上にわたりビジネスを展開し、加えて平成20年度から進めてきた諸施策による利益体質の強化、一步先行く商品開発とコスト構造改革の実践、及びお客様との信頼関係を継続して参りたいと思っております。

当社は、このように中長期的な視点から企業価値や株主共同の利益の最大化を追求しており、そのためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必要であると考えております。

##### ・基本方針に照らして不適切な者によって財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、公開会社として当社株券等の大規模な買付行為(以下「大規模買付行為」といいます。)を受け入れるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様にご委ねられるべきものであると考えております。しかしながら大規模買付行為が行われようとする場合に、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断を適切に行うためには、当社取締役会により、株主の皆様にご当該大規模買付行為にかかる十分な情報が提供される必要があると考えます。

そこで当社取締役会は、平成22年6月29日開催の第69期定時株主総会において当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の導入を決定し、さらに平成23年3月30日開催の第70期定時株主総会において買収防衛策の一部変更について承認を得ました。

この買収防衛策の内容は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.toko.co.jp/investors/jp/pdf/indication/110224boueisaku.pdf>)

に掲載しております。



## ・大規模買付ルール

### a．情報の提供

大規模買付ルールとは、大規模買付者があらかじめ当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に初めて大規模買付行為を開始するというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目の一部は以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

大規模買付者およびそのグループの概要(グループ外の協力者がある場合は当該協力者の概要)

大規模買付行為の目的、方法および内容

買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を向上させるための施策および当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠

当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

### b．取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、後述する特別委員会の勧告を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

・ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

a . 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で当社取締役会が最も相当と認められるものを選択することとなります。当社取締役会が具体的な対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は（資料1）に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件（大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「非適格者」といいます。）は当該新株予約権を行使できないものとする等）及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を設けることがあります。

b . 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買収提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する上記の対抗措置はとりません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買収提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社株主共同の利益または当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社株主共同の利益または当社企業価値を守るために適切と判断した措置を講じることがあります。具体的には、下記のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的であると判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるかあるいは一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

大規模買付者による支配権取得により、当社の株主、従業員、取引先その他の利害関係者の利益を含む当社株主の共同の利益または当社企業価値を著しく害するおそれが予想されたり、当社株主の共同の利益または当社企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を獲得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合

・当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記の買収防衛策において、大規模買付者が必要情報を提供しない場合や当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間を与えない場合など買収防衛策で定めたルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合であっても当社株主の共同の利益または企業価値を著しく損なうと判断される場合にのみ対抗措置を講じることがあるとしております。

・当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

なお、特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等の中から選任されるものとします。特別委員会の委員には、学識経験者1名、社外監査役1名および弁護士1名の合計3名がそれぞれ就任いたしました。現時点において就任している特別委員会委員は（資料2）のとおりです。

(資料1)

「新株予約権無償割当ての概要」

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会において決定する。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から発行済株式の総数（当社の保有する自己株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、行使条件（非適格者は、当該新株予約権を行使できないものとする等）、その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

7. 取得条項

非適格者以外の新株予約権についてのみ、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株式数の当社普通株式の交付をすることを条件に新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあるものとする。

(資料2)

「特別委員会の構成員の略歴」

前田 久明(昭和15年7月24日生)

昭和56年4月 東京大学教授

平成13年4月 日本大学教授

平成13年5月 東京大学名誉教授(現)

平成14年1月 米国電気学会フェロー(現)

平成14年4月 米国機械学会フェロー(現)

平成15年6月 当社社外取締役

平成17年4月 文教大学理事(現)

平成20年6月 当社相談役(現)

平成22年4月 日本大学客員教授(現)

丸山 栄作(昭和28年7月9日生)

平成9年4月 第一生命保険相互会社 大阪業務推進部長

平成11年4月 同社業務部長

平成13年7月 同社取締役業務部長

平成14年4月 同社取締役東日本営業本部長

平成16年4月 同社常務取締役東日本営業本部長

平成16年7月 同社常務執行役員東日本営業本部長

平成17年4月 同社常務執行役員

平成20年6月 当社社外監査役(現)

平成21年6月 日本物産株式会社代表取締役社長(現)

鳥飼 重和(昭和22年3月12日生)

平成2年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)

平成6年4月 鳥飼総合法律事務所代表(現)

平成19年12月 日本内部統制研究学会常務理事

平成22年9月 日本内部統制研究学会会長(現)

#### (5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は255百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充について重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	97,540,646	97,540,646	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	97,540,646	97,540,646		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月30日		97,540,646		16,446		4,150

#### (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,344,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,446,000	95,446	同上
単元未満株式	普通株式 750,646		同上
発行済株式総数	97,540,646		
総株主の議決権		95,446	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式608株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東光株式会社	埼玉県鶴ヶ島市 大字五味ヶ谷18番地	1,344,000		1,344,000	1.38
計		1,344,000		1,344,000	1.38

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	218	215	216	200	210	210	201	185	172
最低(円)	158	180	105	142	183	194	174	137	138

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお当社は、第70期に決算期を毎年3月末日から12月末日に変更しており、第70期は平成22年4月1日から平成22年12月31日の9か月間となっております。そのため前第3四半期報告書を作成しておりませんので、前第3四半期連結会計期間及び前第3四半期連結累計期間の記載はしていません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,958	7,821
受取手形及び売掛金	2 6,735	1 9,463
商品及び製品	2,938	3,479
仕掛品	340	301
原材料及び貯蔵品	1,549	1,919
繰延税金資産	56	59
その他	1,221	1,659
貸倒引当金	67	48
流動資産合計	18,733	24,657
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,322	10,487
機械装置及び運搬具	18,681	19,692
工具、器具及び備品	5,486	5,842
土地	1,494	1,546
リース資産	421	15
建設仮勘定	692	297
減価償却累計額及び減損損失累計額	26,249	26,261
有形固定資産合計	10,849	11,620
無形固定資産		
投資その他の資産	45	61
投資有価証券	1,240	2,038
繰延税金資産	25	24
その他	939	902
貸倒引当金	6	7
投資その他の資産合計	2,198	2,958
固定資産合計	13,093	14,640
資産合計	31,826	39,298

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,306	5,554
短期借入金	3 6,624	7,323
1年内償還予定の社債	1,000	1,000
リース債務	79	3
未払法人税等	75	146
賞与引当金	221	328
その他	1,909	2,056
流動負債合計	12,216	16,413
固定負債		
長期借入金	3 2,751	3,060
リース債務	310	7
繰延税金負債	359	391
退職給付引当金	2,686	2,795
役員退職慰労引当金	16	39
その他	758	518
固定負債合計	6,883	6,813
負債合計	19,100	23,226
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,446	16,446
資本剰余金	5,604	6,123
利益剰余金	2,844	1,095
自己株式	451	449
株主資本合計	18,755	21,023
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	96	509
為替換算調整勘定	6,731	6,074
評価・換算差額等合計	6,635	5,565
少数株主持分	606	613
純資産合計	12,726	16,071
負債純資産合計	31,826	39,298

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
売上高	20,489
売上原価	15,934
売上総利益	4,554
販売費及び一般管理費	
役員報酬及び給料手当	1,683
賞与引当金繰入額	74
退職給付引当金繰入額	219
研究開発費	773
その他	2,188
販売費及び一般管理費合計	4,939
営業損失( )	384
営業外収益	
受取利息	11
受取配当金	22
その他	21
営業外収益合計	55
営業外費用	
支払利息	173
為替差損	32
持分法による投資損失	5
その他	57
営業外費用合計	268
経常損失( )	598
特別利益	
固定資産売却益	1 174
投資有価証券売却益	121
特別利益合計	295
特別損失	
固定資産処分損	2 210
投資有価証券評価損	68
減損損失	3 1,335
事業整理損	4 211
その他	6
特別損失合計	1,832
税金等調整前四半期純損失( )	2,134
法人税、住民税及び事業税	115
過年度法人税等	30
法人税等調整額	8
法人税等合計	76
少数株主損益調整前四半期純損失( )	2,210
少数株主利益	56
四半期純損失( )	2,267

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高		6,677
売上原価		5,044
売上総利益		1,633
販売費及び一般管理費		
役員報酬及び給料手当		545
退職給付引当金繰入額		68
研究開発費		255
その他		665
販売費及び一般管理費合計		1,535
営業利益		97
営業外収益		
受取利息		1
為替差益		45
その他		5
営業外収益合計		52
営業外費用		
支払利息		58
支払補償費		12
持分法による投資損失		5
その他		12
営業外費用合計		88
経常利益		62
特別利益		
固定資産売却益	1	165
その他		0
特別利益合計		165
特別損失		
固定資産処分損	2	209
減損損失	3	1,335
事業整理損	4	211
その他		1
特別損失合計		1,756
税金等調整前四半期純損失( )		1,529
法人税、住民税及び事業税		12
過年度法人税等		0
法人税等調整額		6
法人税等合計		5
少数株主損益調整前四半期純損失( )		1,523
少数株主利益		31
四半期純損失( )		1,555

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成23年1月1日  
至平成23年9月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	2,134
減価償却費	1,040
減損損失	1,335
事業整理損	211
退職給付引当金の増減額( は減少)	98
貸倒引当金の増減額( は減少)	22
受取利息及び受取配当金	33
支払利息	173
持分法による投資損益( は益)	5
有形固定資産処分損益( は益)	36
投資有価証券評価損益( は益)	68
投資有価証券売却損益( は益)	121
売上債権の増減額( は増加)	2,409
たな卸資産の増減額( は増加)	640
仕入債務の増減額( は減少)	3,135
その他	241
小計	660
利息及び配当金の受取額	33
利息の支払額	186
法人税等の支払額	158
営業活動によるキャッシュ・フロー	348
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	2,566
有形固定資産の売却による収入	579
投資有価証券の売却による収入	354
その他	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,632
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額( は減少)	340
長期借入れによる収入	971
長期借入金の返済による支出	1,572
セール・アンド・リースバックによる収入	402
セール・アンド・割賦バック取引による収入	387
リース債務の返済による支出	27
割賦債務の返済による支出	156
自己株式の取得による支出	1
少数株主への配当金の支払額	24
財務活動によるキャッシュ・フロー	361
現金及び現金同等物に係る換算差額	268
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,915
現金及び現金同等物の期首残高	7,727
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	57
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,869

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	
(1) 連結の範囲の変更	平成22年11月に設立しました東光電子(南昌)有限公司について、当第3四半期連結累計期間より生産を開始し重要性が増したため、連結の範囲に含めております。
(2) 変更後の連結子会社の数	22社

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1	1 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日を持って決済処理しております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。 受取手形 76百万円
2 受取手形手形割引高 175百万円	2
3 (財務制限条項) 当第3四半期連結会計期間末の借入金のうち3,396百万円には、相対方式・シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。 下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。 (1)各年度の決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること、又は、各年度の決算期にかかる連結損益計算書上の営業損益が、2期連続して損失を計上しないこと。(借入額2,450百万円) (2)各四半期会計期間末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を直前四半期比75%以上に維持すること、又は、平成23年7月1日から平成23年12月31日に係る期間の連結損益計算書上の営業損益が、損失を計上しないこと、又は、平成23年10月1日から平成23年12月31日に係る期間の連結損益計算書上の営業損益が、損失を計上しないこと。(借入額846百万円) (3)各年度の決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を前年同期比80%以上に維持すること、又は、各年度の決算期にかかる連結損益計算書上の営業損益が、損失を計上しないこと。(借入額100百万円)	3

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)												
<p>4 (偶発債務) 関連会社の支払債務等に対し、保証を行っております。 北上科技(珠海)有限公司 7百万円</p>	<p>4 (偶発債務) 関連会社の支払債務等に対し、保証を行っております。 北上科技(珠海)有限公司 14百万円</p>												
<p>5 当社は、運転資金の効率的な資金調達を行うため取引金融機関5社と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高等は、次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>7,500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>3,629 "</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>3,871 "</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	7,500百万円	借入実行残高	3,629 "	差引額	3,871 "	<p>5 当社は、運転資金の効率的な資金調達を行うため取引金融機関5社と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は、次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>4,029 "</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>3,971 "</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	8,000百万円	借入実行残高	4,029 "	差引額	3,971 "
当座貸越極度額	7,500百万円												
借入実行残高	3,629 "												
差引額	3,871 "												
当座貸越極度額	8,000百万円												
借入実行残高	4,029 "												
差引額	3,971 "												

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)														
1	<p>固定資産売却益の内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>9 "</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>155 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>174 "</td> </tr> </table>	建物及び構築物	9百万円	機械装置及び運搬具	9 "	土地	155 "	計	174 "					
建物及び構築物	9百万円													
機械装置及び運搬具	9 "													
土地	155 "													
計	174 "													
2	<p>固定資産処分損の内訳は次の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>192 "</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>16 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>210 "</td> </tr> </table>	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	192 "	工具、器具及び備品	16 "	計	210 "					
建物及び構築物	0百万円													
機械装置及び運搬具	192 "													
工具、器具及び備品	16 "													
計	210 "													
3	<p>減損損失 当グループは、当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セグメント</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">固体商品</td> <td rowspan="2">生産設備</td> <td>建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品</td> <td>埼玉県</td> <td>661</td> </tr> <tr> <td>土地 建設仮勘定</td> <td>中国</td> <td>673</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、管理会計上の事業区分に基づきグループピングしております。 固体商品のうち、競争激化に伴い収益見込みの低くなった商品を中心に、固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は使用価値にて測定しており、将来キャッシュ・フローを4.23%で割り引いて算出しております。 減損損失の内訳は、建物及び構築物556百万円、機械装置及び運搬具526百万円、工具、器具及び備品41百万円、土地4百万円、建設仮勘定206百万円であります。</p>	セグメント	用途	種類	場所	減損額 (百万円)	固体商品	生産設備	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品	埼玉県	661	土地 建設仮勘定	中国	673
セグメント	用途	種類	場所	減損額 (百万円)										
固体商品	生産設備	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品	埼玉県	661										
		土地 建設仮勘定	中国	673										
4	<p>事業整理損 当社の中で収益性の低い一部事業について前期末で終息を決定しましたが、将来発生を支払補償費について今期の発生実績を勘案し再見積りした結果、事業整理損211百万円を追加計上することとなりました。</p>													



第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)				
1 固定資産売却益の内訳は次の通りであります。				
建物及び構築物	9百万円			
機械装置及び運搬具	0 "			
土地	155 "			
計	165 "			
2 固定資産処分損の内訳は次の通りであります。				
建物及び構築物	0百万円			
機械装置及び運搬具	192 "			
工具、器具及び備品	15 "			
計	209 "			
3 減損損失 当グループは、当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。				
セグメント	用途	種類	場所	減損額 (百万円)
固体商品	生産設備	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品	埼玉県	661
		土地 建設仮勘定	中国	673
当社グループは、管理会計上の事業区分に基づきグルーピングしております。				
固体商品のうち、競争激化に伴い収益見込みの低くなった商品を中心に、固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は使用価値にて測定しており、将来キャッシュ・フローを4.23%で割り引いて算出しております。				
減損損失の内訳は、建物及び構築物556百万円、機械装置及び運搬具526百万円、工具、器具及び備品41百万円、土地4百万円、建設仮勘定206百万円であります。				
4 事業整理損		当社の中で収益性の低い一部事業について前期末で終息を決定しましたが、将来発生を支払補償費について今期の発生実績を勘案し再見積りした結果、事業整理損211百万円を追加計上することとなりました。		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	
現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成23年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	5,958百万円
預入期間が3か月超の定期預金	89 "
現金及び現金同等物	5,869 "

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)及び

当第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	97,540,646

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,346,975

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品別に国内及び海外の包括的な戦略を立案し、グループ企業の協力をもとに事業活動を展開しております。

従って、当グループは商品別のセグメントから構成されており、「コイル応用商品」・「モジュール商品」・「固体商品」及び「半導体商品」の4つを報告セグメントとしております。

「コイル応用商品」は、インダクタ、フィルタ、その他商品等の製造販売をしております。

「モジュール商品」は、デジタルラジオ用モジュール、ワイヤレス電力伝送モジュール等の製造販売をしております。

「固体商品」は、積層チップインダクタ・誘電体フィルタ・圧電セラミックス等の製造販売をしております。

「半導体商品」は、ダイオード等のディスクリート・バイポーラIC・CMOS IC等の仕入販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コイル応用 商品	モジュール 商品	固体商品	半導体 商品	小計		
売上高							
外部顧客への売上高	15,521	1,484	2,380	1,102	20,489		20,489
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	15,521	1,484	2,380	1,102	20,489		20,489
セグメント利益 又は損失( )	149	206	49	20	384		384

(注)セグメント利益又はセグメント損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コイル応用 商品	モジュール 商品	固体商品	小計		
売上高						
外部顧客への売上高	5,471	376	829	6,677		6,677
セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	5,471	376	829	6,677		6,677
セグメント利益 又は損失( )	178	66	13	97		97

(注)セグメント利益又はセグメント損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

第1四半期連結累計期間まで区分表示しておりました「半導体商品部門」は、第2四半期連結会計期間よりセグメント区分を廃止しております。

これは、平成23年3月31日をもって当社での販売が終了し、平成23年4月1日より旭化成エレクトロニクス株式会社での販売となったためであります。

これにより、第2四半期連結会計期間より「コイル応用商品」「モジュール商品」「固体商品」の3つのセグメント区分となっております。

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

「固体商品」セグメントにおいて、競争激化に伴い収益見込みの低くなった商品を中心に、固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。なお、当該減損損失の計上額は、第3四半期連結会計期間においては1,335百万円であります。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：百万円)

科目	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
受取手形及び売掛金	6,735	6,735		(注1)
支払手形及び買掛金	2,306	2,306		(注2)

(注1)受取手形及び売掛金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)支払手形及び買掛金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
126円00銭	160円69銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	12,726	16,071
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	606	613
(うち少数株主持分)	(606)	(613)
普通株式の発行済株式数(千株)	97,540	97,540
普通株式の自己株式数(千株)	1,346	1,340
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(千株)	96,193	96,200

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	23円57銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
四半期純損失( ) (百万円)	2,267
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純損失( ) (百万円)	2,267
普通株式の期中平均株式数(千株)	96,196

### 第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	16円17銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
四半期純損失( ) (百万円)	1,555
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純損失( ) (百万円)	1,555
普通株式の期中平均株式数(株)	96,194

(注)当社は、平成22年12月期に決算期を毎年3月末日から12月末日に変更しており、第70期は平成22年4月1日から平成22年12月31日の9か月間となっております。そのため、前第3四半期報告書を作成していないため、前年同四半期連結会計期間及び前年同四半期連結累計期間は記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

東光株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東光株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東光株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。